

## 和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、企業及び団体（以下「企業等」という。）が行う企業の森事業による二酸化炭素の吸収等の環境保全活動の認証について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 企業の森事業 企業等と県と市町村が森林の植樹及び草刈り等の森林整備を内容とする協定を締結し、企業等が当該協定を森林の所有者との間において土地の貸借契約を締結することにより実施する事業をいう。
- (2) 対象森林 企業の森事業により郷土樹種等を植栽し、又は育林されること等により整備された森林をいう。
- (3) 郷土樹種等 県内において潜在的に植生する樹種その他の樹種をいう。

### (認証事業)

第3条 県は、企業の森事業により、環境保全に資することとなる活動を行う企業等について、当該活動の対象森林並びに当該活動による植栽の面積及び二酸化炭素の吸収量の認証を行う事業（以下「認証事業」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による認証に当たっては、適正に対象森林が管理されていることを条件に付するものとする。
- 3 第1項に規定する認証事業における二酸化炭素の吸収量は、IPCCガイドライン（専門家により構成される国際的な気候の変動に関する政府間の機構が作成する指針をいう。）に準じ、別に定める基準により算定するものとする。

### (認証の申請等)

第4条 前条第1項の規定により、認証を受けようとする企業等は、認証申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

### (変更の承認)

第5条 前条第1項の規定により認証を受けた企業等が、その森林管理計画書等を変更しようとする場合は、速やかに知事に申請し、承認を受けるものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、これを承認し、申請者に通知するものとする。

### (現地調査等)

第6条 県は、認証された対象森林が、適正に管理されていることを確認するため、定期的に現地調査等を実施するものとする。

### (認証の取消確認)

第7条 県は、前条による現地調査等の結果、認証された対象森林が適正に管理されていないと認める場合は、認証を取り消すことができる。

### (庶務)

第8条 認証事業の庶務は、環境生活部環境政策局環境生活総務課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、認証事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の別記第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

## 和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所  
団体名称  
代表者名

年 月 日から活動を開始した「〇〇〇の森」事業について認証を受けたく、和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業実施要綱第4条の規定に基づき申請します。

## 二酸化炭素吸収量の算定基準（第3条関係）

（算定方法）

$$\text{二酸化炭素吸収量 (t)} = \text{炭素ストック量 (t)} \times (44 / 12) \times \text{植栽面積 (ha)}$$

（44：二酸化炭素の分子量　12：炭素の原子量）

$$\text{炭素ストック量} = [V \times D \times BEF] \times (1 + R) \times CF$$

- V　　： 100年生材積（m<sup>3</sup>）  
           （林業試験場試算林分材積表による）
- D　　： 容積密度  
           （広葉樹0.646　ヒノキ0.407）
- BEF： バイオマス拡大係数  
           （広葉樹1.33　ヒノキ1.24）
- R　　： 地上部に対する地下部の比率  
           （広葉樹0.26　ヒノキ0.26）
- CF　　： 炭素含有量  
           （広葉樹0.48　ヒノキ0.51）

### 林分材積表

（広葉樹）（単位：m<sup>3</sup>/ha）

林齢	地 位				
	1	2	3	4	5
100	241	211	180		

（ヒノキ）（単位：m<sup>3</sup>/ha）

林齢	地 位				
	1	2	3	4	5
100	670	591	514	439	366

